

国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学を統合して国立大学法人富山大学を新設すること。
- 二、国立大学法人筑波技術短期大学を廃止して国立大学法人筑波技術大学を新設すること。
- 三、国立大学法人政策研究大学院大学の主たる事務所の所在地を、神奈川県から校舎の存する東京都に改めること。
- 四、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成十七年十月一日から施行すること。
- 五、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学並びに国立大学法人筑波技術短期大学(以下「旧国立大学法人」という。)は、新たに設立される国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学(以下「新国立大学法人」という。)の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、新国立大学法人が承継するものとし、その承

継の際、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から新国立大学法人に出資されたものとする。

六、新国立大学法人の成立の際に旧国立大学法人が設置する短期大学に在学する学生が存する場合には、その学生が短期大学卒業に必要な教育課程の履修ができるよう、学生が在学しなくなる日までの間、新国立大学法人に国立短期大学部を設置すること。

七、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人が設置する大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を新国立大学法人が設置する新大学において行うものとし、新大学はそのために必要な教育を行うものとする。